

2026(令和8)年度 入学試験問題  
編入学(学士入学を含む)試験

## 文学部 人間関係学科

### 小論文

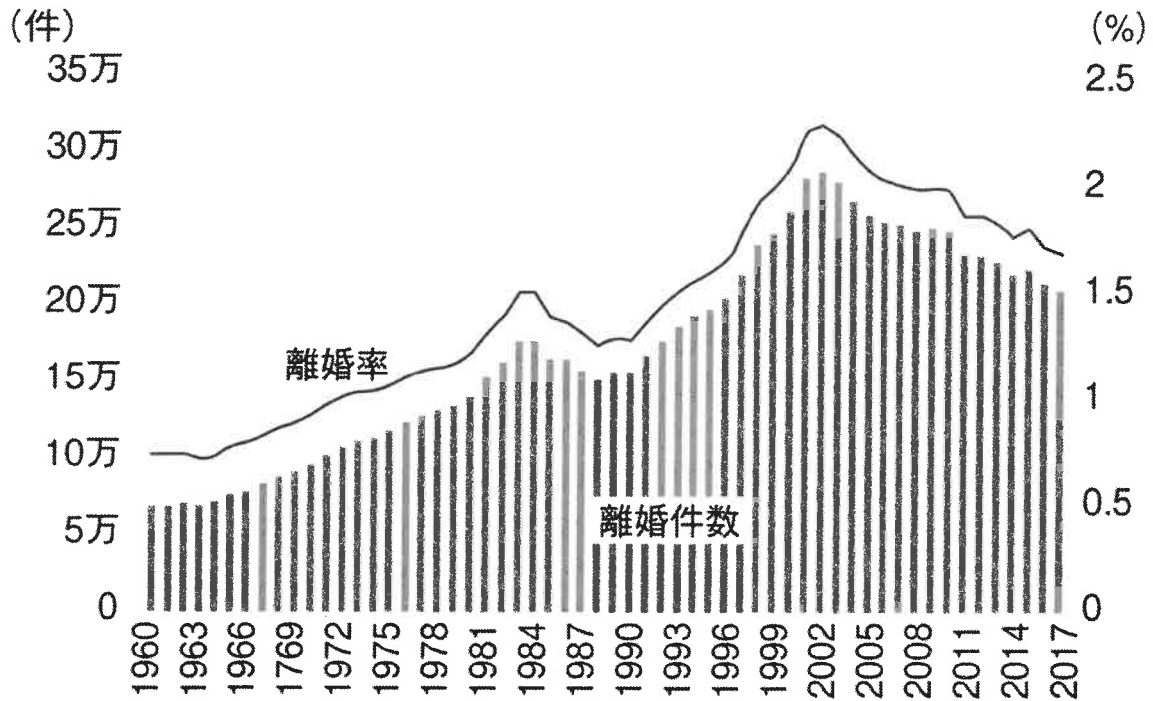
**【注意】**

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 試験時間は10時 00分から 11時 30分まで(90分間)です。
3. この問題冊子は表紙以外に 6 ページあり、解答用紙は 2 枚あります。
4. 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁および解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
5. 解答はすべて解答用紙に記入してください。
6. 受験者本人の特定につながるような氏名、住所、学校名等は記述しないでください。
7. 解答用紙を持ち出してはいけません。持ち出した場合、試験をすべて無効とします。
8. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

次の文章を読み、下記の設問に答えなさい。

一生添い遂げたいと思って結婚したのならば、離婚しなければならなくなる状況は辛い。にもかかわらず、離婚件数・離婚率は1970年頃から上昇し、その後2010年までのあいだに、おおよそ2、3倍にまで上昇している。図1は離婚件数および普通離婚率の年次推移を表しており、我が国の離婚件数、離婚率はともに1960年代から増加傾向にあることが確認できるだろう。

図1 離婚件数および普通離婚率(人口1000人あたり)の年次推移



出所：厚生労働省「人口動態統計」より筆者作成

(中略)

橘木・迫田『夫婦格差社会』でも触れたが、生活保障機能を果たしてきた結婚は——もちろん結婚していてもいろいろあるのだが——未婚・離婚率の上昇によってその機能は失われつつある。とりわけ、離婚にもなうさまざまな困難としてもっとも深刻となりうるケースの一つは、離婚する夫婦のあいだに子どもが存在する場合である。これまで夫婦、さらにはその家族が面倒を見ていたのが、片方だけになれば、さまざまな問題が生じるだろう。本文では、離婚する夫婦のあいだに子どもがいる場合に起こる経済的な問題についてみていきたい。

離婚とひとり親の貧困問題が大きく取り上げられている現在、多くの資料が存在する。我が国でこの問題に真摯に取り組んでいる厚生労働省による「全国ひとり親世帯等調査」結果を使用して、離婚を取り巻く問題を洗い出したい。調査結果によると、2016年時点で我が国には母子世帯123万2316世帯、父子世帯18万7000世帯、計約142万世帯のひとり親世帯が存在するとされている。1993年には母子世帯78万9900世帯だったことを考えれば高い増加率である。

なお、我が国のひとり親世帯についての調査ならびに研究は母子家庭に焦点が当てられているものが過去多かったために、父子家庭が抱える問題について取り上げられていないことが多い。これは、我が国における母子世帯施策が、戦争によって夫と死別した「戦争未亡人」の救済を発端としているためである。しかし、近年母子世帯の発生要因は死別から離婚へとシフトした。離婚は男女に起こった問題であるから、本文では、母子世帯に限らず、父子世帯にも資料の許すかぎり焦点を当てる。

「全国ひとり親世帯等調査」による母子・父子世帯の発生要因についての経年変化をみると、離婚によって母子世帯となる世帯は1952年には7.6%だった。それが1983年の49.1%から2011年には80.8%に上昇している。なお、2016年には79.5%となっている。「子どものいる離婚件数」は2016年で総離婚件数の約60%を占め、うち84%は母親が親権を取る。1950年代、父親が親権を取る割合が高かったものの、1966年を境として母親が親権を取る割合が増え、現在では母親が親権を取ることが通常だと考えられてさえいる。

(中略)

離婚によってひとり親世帯になった家族に対してどのように支援すればよいのだろうか。貧困に窮している者に対する政府支出が活発におこなわれていない現況において、家族・市場(職場など)・政府からいかなる施策を講じるべきか考えてみたい。

夫婦のあいだに子どもがいる場合には養育費が、生活保障の基盤の一部として挙げられる。もちろん、これは、子どもに対する生活費であって、別れた妻あるいは夫に対するものではない。また、養育費については、離婚の際に当事者の協議で決めるものの、取り決めは義務づけられていない。

我が国における離婚には4種類存在する。その一つは、「協議離婚」である。夫婦で離婚の意思を確認し、役所に離婚届を提出することを要件にする制度である。協議離婚が成立しない場合に「調停離婚」となる。家庭裁判所に介入してもらい、調停調書に記載される取り決めによって離婚が成立する。「審判離婚」という家庭裁判所が職権で離婚を認める制度も存在はするが、外国法が関係した離婚のうち、裁判所で当事者が協議して離婚に同意したことを調書にて確認しただけでは離婚が認められず、裁判所が離婚を決定することが必要な場合に利用が可能である。調停離婚や審判離婚でも解決しない場合には通常は裁判により離婚を求めることとなる。

最後の四つ目は、「裁判(判決)離婚」である。不貞行為があった場合や配偶者が生死不明になった場合など、民法七七〇条一項が定める離婚事由が認められる場合に裁判所に離婚の判断を求める方法である。もっとも、離婚の約9割は協議離婚が占めており(厚生労働省「人口動態統計特殊報告」より)、養育費について取り決めないままに離婚する夫婦が多い。

養育費の取り決めについて、口約束や私的な書面で済ませてしまう場合が多いのだろうが、このような場合、養育費の未払いの際には相手に養育費を支払わせる法的な強制力はない。法的強制力を持たせるためには、離婚時の合意について公正証書にしておくことや、調停離婚・審判離婚・裁判離婚などで養育費について、調停調書・審判書・判決書など、きちんと形にしておく必要がある。

表1 養育費の受給状況の経年変化(単位:%)

母子世帯

| 調査年  | 現在も養育費を受けている | 養育費を受けたことがある | 養育費を受けない |
|------|--------------|--------------|----------|
| 1983 | 11.3         | 10.1         | 78.6     |
| 1988 | 14.0         | 10.6         | 75.4     |
| 1993 | 14.7         | 16.2         | 67.7     |
| 1998 | 20.8         | 16.4         | 60.1     |
| 2003 | 17.7         | 15.4         | 66.8     |
| 2006 | 19.0         | 16.0         | 59.1     |
| 2011 | 19.7         | 15.8         | 60.7     |
| 2016 | 24.3         | 15.5         | 56.0     |

父子世帯

| 調査年  | 現在も養育費を受けている | 養育費を受けたことがある | 養育費を受けない |
|------|--------------|--------------|----------|
| 2006 | 2.0          | 2.0          | 88.5     |
| 2011 | 4.1          | 2.9          | 89.7     |
| 2016 | 3.2          | 4.9          | 86.0     |

注：父子世帯の養育費受給状況調査は2006年より。

出所：「全国母子世帯調査」「全国ひとり親世帯等調査」より筆者作成

(中略)

なお、2011年の民法一部改正によって、第七六六条に、離婚に際して夫婦が決めるべき事項として、面会交流と養育費について明示された。条文には養育費という言葉はないものの、養育費と同義とみなすことができる「子の監護に要する費用の分担」と書かれている。また養育費の平均受取金額は月3万～4万円程度であるが、はたしてこの金額で子どもを養育できるのだろうか。

日本の女性貧困層について詳しい周燕飛は「離婚と養育費」(2012年)において、2009年度の「司法統計」を用いて調停・審判離婚における養育費の取り決め額を計算したり、離別父親——すなわち離婚後、子どもと離れて暮らしている父親のことである——の支払い能力と養育費の支払い状況の関係を探っている。ここでは、周にならって、母子世帯にとっての「平均子ども費」を計算してみた。

母子・父子家庭ともに、約1.5人の子どもを養育しており、ひとり親世帯の月「平均子ども費」(食料・被服・教育費と月謝)は、約9万2000円である。したがって、きちんと支払いがなされていれば、養育費は子どもにかかる費用の半分程度を賄える。なお、周の論文同様に2016年度の養育費取り決め額を見たところ、38%が月4万円以下で、約9割において養育費の取り決め額が8万円以下である。

養育費算定の基本的な考え方は以下のとおりである。「義務者」(子を監護していない親)と「権利者」(子を監護している親)、すなわち別れた夫婦の実際収入金額を基礎として、離婚していなければ子どものために使われていたであろう生活費(週の論文では、「子ども費」と呼んだ)を計算し、これを義務者・権利者で分担し、養育費の額を決める。もっとも、この元夫婦のどちらかが専業主婦・主夫だった場合には「潜在的稼働能力」と呼ばれる、就労歴や健康状態が考慮され、仮定として収入がある程度得られるだろうとして、専業主婦・主夫の収入を計上する場合もある。

子と離れて住んでいる親は、子に自らの生活と同等程度の生活を保持させる義務があるとする「生活保持義務」という考えが根底にあると考えられている。したがって、双方が再婚したり、自分の子が養子になったり、どちらかが働けなくなったり、双方の収入が増減したり、あるいは、子どもに何かあったときなどには養育費増額・減額請求ができる。にもかかわらず、大半のひとり親世帯はなぜ養育費を受給していないのか、あるいは子をじゅうぶんに養育できるほどもらえないのか理由を探りたい。そこで着目したいのは、養育費の取り決め状況と養育費の受給状況の関係である。

先ほど述べたように、離婚には「協議離婚」「調停離婚」「審判離婚」「裁判離婚」の4種類ある。表2、表3で母子・父子世帯の離婚の種類別に見た、養育費の取り決め状況と養育費の受給状況を見てみよう。

表2 母子家庭における、離婚の種類別に見た養育費の取り決め状況と養育費の受給状況

| 母子          | 総数              |                 |                 |                |                | うち養育費の取り決めをしている世帯 |                |                |                |               |
|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|-------------------|----------------|----------------|----------------|---------------|
|             | 総数              | 離婚              | 協議離婚            | その他の離婚         | 未婚             | 総数                | 離婚             | 協議離婚           | その他の離婚         | 未婚            |
| 総数          | 1817<br>(100.0) | 1637<br>(100.0) | 1319<br>(100.0) | 318<br>(100.0) | 180<br>(100.0) | 780<br>(100.0)    | 756<br>(100.0) | 502<br>(100.0) | 254<br>(100.0) | 24<br>(100.0) |
| 現在も受けている    | 442<br>(24.3)   | 428<br>(26.1)   | 296<br>(22.4)   | 132<br>(41.5)  | 14<br>(7.8)    | 416<br>(53.3)     | 403<br>(53.3)  | 274<br>(54.6)  | 129<br>(50.8)  | 13<br>(54.2)  |
| 過去に受けたことがある | 281<br>(15.5)   | 264<br>(16.1)   | 189<br>(14.3)   | 75<br>(23.6)   | 17<br>(9.4)    | 200<br>(25.6)     | 194<br>(25.7)  | 122<br>(24.3)  | 72<br>(28.3)   | 6<br>(25.0)   |
| 受けたことがない    | 1017<br>(56.0)  | 874<br>(53.4)   | 778<br>(59.0)   | 96<br>(30.2)   | 143<br>(79.4)  | 134<br>(17.2)     | 129<br>(17.1)  | 85<br>(16.9)   | 44<br>(17.3)   | 5<br>(20.8)   |
| 不詳          | 77<br>(4.2)     | 71<br>(4.3)     | 56<br>(4.2)     | 15<br>(4.7)    | 6<br>(3.3)     | 30<br>(3.8)       | 30<br>(4.0)    | 21<br>(4.2)    | 9<br>(3.5)     | 0<br>(0.0)    |

出所：厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」(2016年)

表3 父子家庭における、離婚の種類別に見た養育費の取り決め状況と養育費の受給状況

| 父子          | 総数             |                |                |               |              | うち養育費の取り決めをしている世帯 |               |               |               |    |
|-------------|----------------|----------------|----------------|---------------|--------------|-------------------|---------------|---------------|---------------|----|
|             | 総数             | 離婚             | 協議離婚           | その他の離婚        | 未婚           | 総数                | 離婚            | 協議離婚          | その他の離婚        | 未婚 |
| 総数          | 308<br>(100.0) | 306<br>(100.0) | 256<br>(100.0) | 50<br>(100.0) | 2<br>(100.0) | 64<br>(100.0)     | 64<br>(100.0) | 42<br>(100.0) | 22<br>(100.0) | —  |
| 現在も受けている    | 10<br>(3.2)    | 10<br>(3.3)    | 6<br>(2.3)     | 4<br>(8.0)    | —            | 10<br>(15.6)      | 10<br>(15.6)  | 6<br>(14.3)   | 4<br>(18.2)   | —  |
| 過去に受けたことがある | 15<br>(4.9)    | 15<br>(4.9)    | 13<br>(5.1)    | 2<br>(4.0)    | —            | 8<br>(12.5)       | 8<br>(12.5)   | 6<br>(14.3)   | 2<br>(9.1)    | —  |
| 受けたことがない    | 265<br>(86.0)  | 263<br>(85.9)  | 223<br>(87.1)  | 40<br>(80.0)  | 2<br>(100.0) | 42<br>(65.6)      | 42<br>(65.6)  | 26<br>(61.9)  | 16<br>(72.7)  | —  |
| 不詳          | 18<br>(5.8)    | 18<br>(5.8)    | 14<br>(5.5)    | 4<br>(8.0)    | —            | 4<br>(6.3)        | 4<br>(6.3)    | 4<br>(9.5)    | —             | —  |

出所：厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」(2016年)

表 3 を見ると、まず父子家庭はどんな離婚の種類でも、養育費を受給したことがない人が圧倒的に多い。協議離婚の最中、養育費の取り決めをしてもしなくても、裁判所などを介したとしても、養育費をいっさい受給していない場合が多い。これに対して、表 2 からわかるように母子家庭では、いかなる種類の離婚の場合でも、養育費の受給について取り決めをしている場合には受け取っている傾向が見られる。その一方で、養育費の受給について取り決めをしていなければ養育費を受給していないことがわかる。なお、裁判所などを介した場合には、取り決めをしている比率は高く、協議離婚の場合には取り決めをしていない比率が高い。

当事者同士で離婚を決めるもっともポピュラーな協議離婚での、母子家庭における養育費の取り決め状況と養育費の受給状況を確認してみよう。協議離婚をした 1319 人のうち、養育費の取り決めをしていない人は 817 人と、6割を超える。このとき養育費を「受けたことがない」と答えた人はじつに8割を超え、693名にも及ぶ。だが、事前に養育費について取り決めをした 502 人については、274 名と5割程度は現在養育費を受給しているのである。もっとも、養育費の取り決めをしたとしても、養育費を現在受給しているのは約半数に過ぎないともいえる。

したがって、養育費の問題には二つの問題があると言えるだろう。一つ目は、養育費の取り決め自体がなされていないこと。二つ目は、養育費の取り決めがあった場合にもきちんと支払いがおこなわれていないことである。

まず、養育費の取り決め自体がなされていないという問題については、同様にして「全国ひとり親世帯等調査」(2016 年)において、その理由についての質問がある。母子世帯では「相手と関わりたくない」(31.4%)と答えた者の比率がもっとも高く、これについて「相手に支払う能力がないと思った」(20.8%)となった。父子世帯では「相手に支払う能力がないと思った」(22.3%)について「相手と関わりたくない」(20.5%)であった。

元配偶者にわざわざ会って、「公正証書」など法的効力のある文書を取り付けられる人がどれだけいるだろうか。離婚届にサインをするので精一杯、どうせ養育費は支払われまいだろうとそもそも諦めている、養育費を請求しなければ子どもに会わせなくてもいいのかも考えたなど、さまざまな原因が考えられる。

さて、世帯類型別、離婚の種類別に養育費の取り決め状況とその受給状況を見たので、つぎに、養育費の取り決めがあった場合にも支払いがおこなわれていない問題について考えてみたい。支払っていないということは、「払えない」か「払いたくない」かのどちらかだろう。

先に紹介した周の研究「離婚と養育費」では「JILPT 母子世帯調査 2007」を用いて、離別父親の平均年収が 376 万 2000 円と一般世帯主の平均収入(520 万円)より3割程度低いことが示されている。加えて、離別した父親の年収分布が一般世帯の収入分布よりばらつきが大きい——すなわち、年収 300 万円未満の低所得層が全体の 37.2%(一般世帯だと 27.0%)である一方で、年収 1000 万円以上の層も多い——ことも示した。

年収 1000 万円以上の父親であれば、養育費を支払っているのかも分析されているので紹介したい。年収が 200 万円以上 300 万円未満では、支払い率が 23.6%である一方で、800 万円以上 1000 万円未満では 52.2%まで上昇するなど、父親の所得階層が上昇すると比例して養育費の支払い率も高くなっている。また、その養育費額についても、1000 万円以上の所得の父親は、平均して月に 5.69 万円と、他の所得階層より高い養育費を支払っている。それでも、養育費の支払い率はどんなに高くても約 50%であり、養育費金額も6万円程度というのは、なかなか驚くべき比率及び金額である。

さてこのように低い養育費の理由は二つある。

第一に、養育費の金額については、裁判官らによって作成された養育費「算定表」を基準として算定される。これは複雑な養育費計算を簡便にしたもので、実務の場面ではひじょうに役に立っているのだが、算定表が作られた当時とは所得水準・生活様式・消費構造などが変化しているので、現在の生活に見合うように計算方法について

見直しが 2019 年 12 月におこなわれたばかりである。

もう一つは、大石亜希子「離別男性の生活実態と養育費」(2012 年)による分析を紹介したい。これまで多くの先行研究によって母子世帯の所得水準や収入の分布について実態を知ることができている。しかし、調査やデータの性質上、離別父親を特定することが困難だったために離別父親の所得水準や収入の分布はこれまで知られていなかった。

そこで離別父親の経済的状況を扱った大石の研究はひじょうに有用である。大石によれば、一般の父親のうち本人の年収が 350 万円未満の割合は 2 割強にとどまるのに対し、離別再婚父親は 3 割以上が、また、離別単身父親では 5 割以上が本人年収 350 万円未満である。離別単身父親はとくに低所得で、2 割弱が年収 140 万円未満である。離別父親の再婚率は 59.2% (169 人中 100 人) であることと、単身の離別父親にくらべ、再婚した離別の父親は年収の高い層に偏っていることが背景にある。高所得層の父親の養育費の支払い率は約半分ということをあわせて考えれば、「昔の家族」の面倒まで見てもらえない、というふうにとらえている人はいないだろうか。

出典:橋木俊詔・迫田さやか『離婚の経済学 愛と別れの論理』講談社現代新書, 2020 年。

出題に関し、一部改編した。

設問 1 図 1 では 1960 年から 2017 年までの離婚件数および普通離婚率の推移が示されている。図に示されているこれら二つのデータの特徴について要約しなさい。(20 点)

設問 2 表 1 では父子・母子世帯の養育費受給状況の経年変化が示されている。これらの変化について、それぞれの家庭の経年変化の傾向を要約しなさい。(30 点)

設問 3 本文では離婚家庭における養育費の支払いに対する実態がまとめられており、筆者たちは日本の現在の養育費の支払い状況については多くの課題が残されていると結論づけている。これらの「養育費の不払いまたは不足」がなぜ問題になっているのかを、「子どもの利益」あるいは「子どもの権利」という視点から 800 字以内で具体的に論じなさい。(90 点)